

令和4年

6

月号

JUNE

協会けんぽ

香川支部からのお知らせ

職場内で掲示・回覧ください。



整骨院および接骨院(柔道整復師による施術)を利用される方へ!

整骨院や接骨院での治療には、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われますが、健康保険の対象とならない場合もあります。

対象となるもの

- ・急性などの外傷性が明らかな打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)、骨折、脱臼 など

対象とならないもの

- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・過去の交通事故などによる後遺症
- ・あんま、マッサージ代替りの利用
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く) など
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤中の負傷 ▶ 労働基準監督署にご相談ください。
- ・体調不良や単なる肩こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・病院などで同じ負傷などを治療中のもの



上記のとおり健康保険が使えない場合もありますので、受診の際は何が原因で負傷したのかを正確に伝えましょう!

「傷病手当金支給申請書」記入時の注意点について

事業主が記入する欄(3ページ目)

- ・事業主の証明欄は、給与締日(申請期間を含む)単位で記入が必要です。

例 6/1~6/30を申請し、給与の締日が20日締の場合

5/21~6/20締、6/21~7/20締の証明が必要です。

- ①5/21~7/20の勤務状況(1日も漏れなく)
- ②5/21~6/20、6/21~7/20の期間に支払った賃金の内訳

- ・単価、支給額の計算式の記載漏れが多く見受けられます。
- ・出勤簿、賃金台帳の添付は不要です。
- ・傷病手当金支給申請書の提出は、申請期間を含む給与締日が過ぎてからです。申請期間が含まれるすべての給与支払い期間の証明が必要です。

記入内容に誤りがある場合、提出された申請書を返戻させていただくことがありますのでご注意ください。

健診の結果をご覧ください。 「要精密検査」・「要再検査」と判定された方は、 早めに医療機関を受診しましょう!

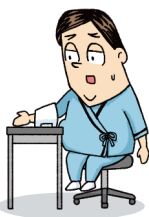
自覚症状があまりないことから放置されやすく、重症化しやすいのが「高血圧」と「高血糖」です。
以下の基準に1つでも当てはまる方は、早めに医療機関を受診してください。

医療機関の受診基準値

高血圧

収縮期血圧**160**mmHg以上、
拡張期血圧**100**mmHg以上

- 脳梗塞 ●脳出血 ●心筋梗塞
- 狭心症 ●腎硬化症 ●眼底出血 など



高血糖

空腹時血糖**126**mg/dl以上、
HbA1c**6.5**%以上(NGSP値)

- 神経障害 ●網膜症 ●脳梗塞
- 腎症(人工透析など) ●心筋梗塞 など



かかりつけの内科医など受診しやすい医療機関で受診してください。

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう!

かかりつけ医をもっていれば、病歴・体質・生活習慣などに基づいた治療を受けることができます。詳しい検査や入院が必要な時には、適切な医療機関や専門医を紹介してもらうことができ安心です。

複数の病院にかかっている方は、かかりつけ薬局をもっていれば、薬を一元管理してもらえます。飲み合わせや副作用のチェックなど継続的に確認してもらえて安心です。



がんリスクチェック!

国立がん研究センターがん対策研究所のHPで、生活習慣をチェックすることができます。ご自身、ご家族が健康的な生活を送るために、生活習慣に潜むリスクのチェックとしてご活用ください。

国立がん研究センター がん対策研究所 予防研究グループ
<https://epi.ncc.go.jp/riskcheck/>



 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

香川支部
ホームページ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

